

令和5年度第1回松安筑成年後見ネットワーク協議会 次第  
(成年後見制度地域連携ネットワーク協議会)

日時 令和5年5月18日(木)午後1時30分～

場所 安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」

多目的交流ホール

1 開会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 役員選出

5 あいさつ

6 会議事項

(1) 令和4年度事業実績報告

ア 活動実績

(ア) 各市村

資料1-1

(イ) 成年後見支援センターかけはし

資料1-2

イ 事業計画実績

(ア) 各市村

資料2-1～2-7

(イ) 成年後見支援センターかけはし

資料2-8

ウ 成年後見制度利用促進専門委員会

資料3別冊

(2) 令和5年度事業計画

ア 各市村

資料4-1～4-7

イ 成年後見支援センター

資料4-8

(3) 意見交換

7 その他

8 今後の予定

第2回松安筑成年後見ネットワーク協議会

令和5年11月開催予定

9 閉会

令和4年度 成年後見制度中核機関実績報告書  
(2市5村)

資料1-1

令和5年3月31日 現在

〔対応状況〕 松本市

		相談件数			相談先(複数あり)										合計(高齢+障害)	ニーズ見極め等支援件数	合計(高齢+障害)	内部検討会議件数	合計(高齢+障害)	受任調整件数 (専門委員会件数)	合計(高齢+障害)	首長申立て件数	合計(高齢+障害)	申立てに関わる相談・支援件数	合計(高齢+障害)	利用支援事業件数	合計(高齢+障害)	チーム支援(支援者会議件数)	合計(高齢+障害)	任意後見の相談・件数	合計(高齢+障害)															
		新規	継続	合計	1市町村担当課	2地域包括支援センター	3内部検討会議	4専門職	5かけはし	6社会福祉協議会(日自)	7医療機関	8家庭裁判所	9その他	合計																		アセスメント・	内部検討会議件数	合計(高齢+障害)	受任調整件数 (専門委員会件数)	合計(高齢+障害)	首長申立て件数	合計(高齢+障害)	申立てに関わる相談・支援件数	合計(高齢+障害)	利用支援事業件数	合計(高齢+障害)	チーム支援(支援者会議件数)	合計(高齢+障害)	任意後見の相談・件数	合計(高齢+障害)
4月	高齢	21	12	33	7	7	3	3	1	0	0	0	6	27	16	16	4	2	0	5	6	0	0	5	1	1																				
	障害	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0																				
5月	高齢	9	21	30	4	6	1	3	2	0	0	0	11	27	10	10	5	2	2	5	6	2	2	7	5	5																				
	障害	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0																				
6月	高齢	14	25	39	8	1	6	3	4	1	3	0	4	30	5	5	9	2	0	3	6	0	0	6	1	1																				
	障害	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0																				
7月	高齢	17	32	49	9	7	4	5	0	1	2	1	2	31	3	3	5	1	0	4	5	0	0	7	1	1																				
	障害	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0																				
8月	高齢	16	27	43	13	5	2	8	0	0	3	0	3	34	6	6	7	0	0	3	5	1	1	4	5	5																				
	障害	3	2	5	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	2	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0																				
9月	高齢	14	22	36	8	4	2	2	5	2	2	0	1	26	3	3	6	8	1	2	4	0	0	4	3	3																				
	障害	1	2	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	7	0	0	2	0	0	0	0	0	0																				
10月	高齢	14	19	33	8	5	1	5	3	0	2	0	2	26	4	4	4	2	2	7	8	1	1	4	1	1																				
	障害	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0																				
11月	高齢	12	23	35	9	5	2	7	3	1	3	0	7	37	12	12	3	1	1	5	6	2	2	4	2	2																				
	障害	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0																				
12月	高齢	15	20	35	15	7	3	3	4	0	5	0	4	41	10	10	6	2	1	3	4	0	0	6	1	1																				
	障害	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0																				
1月	高齢	14	21	35	9	7	1	2	4	1	1	0	1	26	11	11	5	3	0	4	6	1	1	5	2	2																				
	障害	1	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0																				
2月	高齢	12	16	28	2	4	1	3	3	0	1	0	3	17	5	5	2	0	1	6	8	2	2	6	2	2																				
	障害	1	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0																				
3月	高齢	13	21	34	6	2	0	4	3	2	2	0	0	19	8	8	0	4	2	2	6	3	3	0	3	3																				
	障害	0	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0																				
1年合計		180	275	455	102	60	32	48	33	8	24	1	46	354	93	93	61	28	10	70	12	12	58	27	27																					

〔会議等出席状況〕

		対応内容						合計
		1会議	2打合せ等	3研修・講演会		4その他(視察対応等)	合計	
				主催・講師	参加			
4月	高齢	2	6	0	0	0	8	
	障害	1	0	0	0	0	1	
5月	高齢	4	0	0	2	0	6	
	障害	1	0	0	0	0	1	
6月	高齢	2	0	4	0	0	6	
	障害	2	0	0	0	0	2	
7月	高齢	1	9	4	2	0	16	
	障害	1	0	0	0	0	1	
8月	高齢	1	3	2	25	0	31	
	障害	1	0	1	0	0	2	
9月	高齢	1	3	4	1	0	9	
	障害	1	0	0	0	0	1	
10月	高齢	1	5	0	11	0	17	
	障害	0	0	0	0	0	0	
11月	高齢	4	4	0	1	0	9	
	障害	0	0	0	0	0	0	
12月	高齢	1	1	0	3	0	5	
	障害	0	0	0	0	0	0	
1月	高齢	0	3	0	1	0	4	
	障害	0	0	0	0	0	0	
2月	高齢	0	1	0	2	0	3	
	障害	0	0	0	0	0	0	
3月	高齢	1	1	0	3	0	5	
	障害	0	0	0	2	0	2	
1年合計		25	36	15	53	0	129	

## 令和4年度地域連携ネットワークにおける中核機関事業実績

自治体名 松本市

## 1 事務局（令和3年度～令和4年度）

松本市、麻績村

## 2 事務局機能業務

事業名	内容	実績
成年後見制度地域連携ネットワーク協議会	(1) 第1回協議会 (2) 第2回協議会	(1) 5月16日開催 (2) 11月15日開催

## 3 進行管理機能業務

役割	事業名等	内容	実績
広報・啓発・相談窓口	(1) 市公式ホームページへの掲載	(1) 市ホームページに「成年後見制度について」「成年後見制度利用促進について」を掲載中。内容を精査し、必要に応じて更新し、広報・啓発を図ります。	(1)・松安筑成年後見ネットワーク協議会議事録の掲載、市民向けの成年後見制度啓発講演会開催案内の掲載等、適宜更新 ・地域包括支援センターだより7月号で成年後見制度について掲載
	(2) 市民啓発講演会	(2) 市民向けの成年後見制度啓発講演会を開催します。 時期：令和4年8月頃 場所・講師：調整中	(2) 8月23日開催 (対面・Web方式) 場所：浅間温泉文化センター 講師：塩野悠子氏 (長野県弁護士会) 岡村律子氏 (医療コーディネーター)
	(3) 一次相談窓口の強化	(3) 担当課ケースワーカーや地域包括支援センターに手引きを配布し、共通認識で相談対応できるようにします。必要に応じて研修会を行います。	(3)・4月に手引きを配布 ・包括社会福祉士連絡会（毎月1回）で事例共有 ・地域包括支援センターだより7月号を活用し、各地区の民生委員・児童委員協議会等で周知 ・7月22日 芳川地区地域ケア会議：成年後見制度学習会 ・11月14日 包括職員、担当課ケースワーカーを対象とした意思決定支援に関する研修会を開催

<p>アセスメント・支援検討</p>	<p>内部検討会議</p>	<p>月 1 回、担当課で内部検討会議を開催します。会議において、かけはしの専門職からの助言を受けます。</p> <p>支援方針の検討や後見人等候補者について内部で一度検討し、整理したうえで専門委員会に検討事例を諮ります。</p>	<p>(1) 4月～3月 計11回開催  検討件数 30件  (実人数 高齢福祉課 21人、  障がい福祉課 3人)</p>
<p>成年後見制度利用促進</p>	<p>(1) 専門委員会  (2) 申立て支援  (3) 成年後見制度相談会  (4) 成年後見制度利用支援事業  (5) 首長申立て</p>	<p>(1) 内部検討会議でケース検討を行ったケースを専門委員会に諮り、後見人等候補者や、支援方針について検討してもらいます。</p> <p>(2) 各地域包括支援センター、松本圏域障がい者相談支援センターWish、高齢福祉課、障がい福祉課、西部福祉課で連携し、本人や親族申立ての相談支援を行います。</p> <p>(3) 偶数月第4火曜日に開催します。</p> <p>成年後見センター・リーガルサポートながの支部会員に相談担当者を依頼し、専門的な相談に対応します。</p> <p>(4) 資産が乏しい方でも安心して成年後見制度を利用することができるよう、申立ての審判請求やその他必要な支援について費用の助成を行います。</p> <p>(5) 身寄りのない方や、親族等による申立てが期待できない方について、市が申立てを行います。</p>	<p>(1) 専門委員会提出件数 12件  (実人数 高齢福祉課 11人、  障がい福祉課 1人)</p> <p>(2) 申立て支援回数 70回  (内訳 包括18回、高齢福祉課31回、  障がい福祉課21回)</p> <p>(3) 4月～3月で6回開催  4月 1件 10月 3件  6月 4件 12月 3件  8月 4件 2月 3件</p> <p>(4) 利用支援事業利用件数 12件  (内訳 高齢福祉課12件)</p> <p>(5) 首長申立て 10件  (内訳 高齢福祉課10件)</p>
<p>後見人等への支援</p>	<p>チーム支援</p>	<p>後見人等選任後、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。</p>	<p>チーム支援回数 58回  (内訳 包括7回、高齢福祉課51回)</p>

令和4年度に検討した事例数

資料3

(令和5年3月末日現在)

	検討 件数	検 討												
		内容		結果				保留理由(重複した理由を含む)						
		候補者に ついて	その他 (辞任等)	法人後見	専門職	保留	その他 (親族等)	入所先 未定	収支 未確定	アパート の退去	本人の 拒否	情報不足	制度利用 の必要性	不動産の 調査不足
<b>4月</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>							
松本市	1	0	1	0	0	0	1							
<b>5月</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
松本市	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0
安曇野市	2	2	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0
<b>6月</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>							
松本市	1	1	0	1	0	0	0							
<b>7月</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>							
安曇野市	1	1	0	1	0	0	0							
<b>8月</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>							
<b>9月</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>							
松本市	4	4	0	3	1	0	0							
安曇野市	1	1	0	1	0	0	0							
山形村	1	0	1	0	0	0	1							
<b>10月</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>							
松本市	2	1	1	1	0	0	1							
<b>11月</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>							
<b>12月</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>							
松本市	1	1	0	1	0	0	0							
山形村	1	1	0	0	1	0	0							
<b>1月</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
松本市	3	3	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
<b>2月</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>							
<b>3月</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>							
松本市	1	1	0	1	0	0	0							
安曇野市	2	0	2	0	0	0	2							
<b>合計</b>	<b>22</b>	<b>17</b>	<b>5</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
松本市	12	12	2	8	1	2	3	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%
安曇野市	6	4	2	3	0	1	2							
山形村	2	1	1	0	1	0	1							

## 令和5年度地域連携ネットワークにおける中核機関事業計画（案）

自治体名 松本市1 事務局市村（令和5年度～令和6年度）  
安曇野市、生坂村

2 事務局機能業務

事業名	内容
松安筑成年後見ネットワーク協議会	(1) 第1回協議会（令和5年5月18日） (2) 第2回協議会（令和5年11月予定）

3 進行管理機能業務

国で示している中核機関の役割	事業名	内容
広報・啓発・相談窓口	(1) 市公式ホームページへの掲載 (2) 地域包括支援センターだよりへの掲載 (3) 福祉関係者向けの啓発 (4) 一次相談窓口の強化	(1) 市ホームページの掲載内容を精査し、必要に応じて更新して広報・啓発を図ります。 (2) 地域包括支援センターだよりに掲載し、民生児童委員や市民への広報・啓発を行います。 (2) 福祉関係者に向けた研修会等を企画し、相談窓口及び制度の周知を図ります。 (3) 担当課ケースワーカーや地域包括支援センターに手引きを配布し、共通認識で相談対応できるようにします。研修会を行い、スキルアップを図ります。
アセスメント・支援検討	内部検討会議	月1回、担当課で内部検討会議を開催します。会議において、かけはしの専門職からの助言を受けます。 支援方針の検討や後見人等候補者について内部で一度検討し、整理したうえで専門委員会に検討事例を諮ります。
成年後見制度利用促進	(1) 専門委員会 (2) 申立て支援	(1) 内部検討会議でケース検討を行ったケースを専門委員会に諮り、後見人等候補者や、支援方針について検討してもらいます。 (2) 各地域包括支援センター、各障がい者総合相談支援センター、高齢福祉課、障がい福祉課、西部福祉課で連携し、本人や親族申立ての相談支援を行います。

	<p>(3) 成年後見制度相談会</p> <p>(4) 成年後見制度利用支援事業</p> <p>(5) 首長申立て</p>	<p>(3) 偶数月第4火曜日に開催します。 成年後見センター・リーガルサポート ながの支部会員に相談担当者を依頼し、 専門的な相談に対応します。</p> <p>(4) 資産が乏しい方でも安心して成年後 見制度を利用することができるよう、申 立ての審判請求やその他必要な支援に ついて費用の助成を行います。</p> <p>(5) 身寄りのない方や、親族等による申立 てが期待できない方について、市が申立 てを行います。</p>
後見人等への 支援	チーム支援	後見人等選任後、本人に身近な親族、福 祉、医療、地域等の関係者と後見人等がチ ームとなって日常的に本人を見守り、本人 の意思や状況を継続的に把握し、必要な対 応を行います。

#### 4 市村計画の状況

第8期介護保険事業・高齢者福祉計画、第4次松本市障がい者計画内に策定済み

第9期介護保険事業・高齢者福祉計画内に策定予定